

(令和 4 年 6 月 3 0 日 第 1 9 回権利擁護部会資料)

障害を理由とする差別に関する相談対応事例について

- 京都市（別紙 1）
- 京都府（別紙 2）
- 支援センター「なごやか」（別紙 3） ※個人情報保護のため非公表

【↓相談種別】1:差別的取扱い 2:合理的配慮 3:環境整備 4:その他 5:複合的

No	年	受理月	局区等	障害種別	相談種別	状況	相談の趣旨	対応
1	3	11	教育委員会 ※障害保健福祉推進室 受付	発達	2	終結	保護者からの相談。 息子はスクールバスを利用して総合支援学校に通学していた。過去にトラブルのあった別の児童の保護者の姿がバスの窓から見えることでパニックを起こし、心身の不調をきたしていたため、学校に対して、当該保護者がいるバス停に停車する際に、本人の席から見えないようバスのカーテンを閉めるなど配慮してほしいと要望していたが対応してもらえず、その結果、長期的に不調が継続し、進路にも悪影響が出た。	学校は、相談者から要望があった当時、生徒の座席からバス停の様子は見えないと判断し、カーテン等による遮蔽措置を行わなかった。しかし、生徒の障害特性等を十分に踏まえ、当該保護者が見える・見えないに関わらず、「見えるかもしれない」と不安に思うことによりパニックになるという前提で対応をすべきであったことを相談者及び生徒本人に謝罪した。生徒の進路については、今後も学校、教育委員会及び関係機関で連携して支援していく。
2	3	12	保健福祉局	発達	4	終結	子に新型コロナワクチン接種をさせたいが、発達障害があり、個別医療機関で接種させることが難しい(接種を怖がり座らせるのも難しい)。 集団接種会場での予約を受け付けてほしい。	集団接種会場で、希望する日時の人が少ない時間帯を御案内させていただいた。 また、接種にあたっては、接種当日に接種意思が確認できなければ、医師が「予診のみ」の診断を行い、接種できない可能性もあることを事前に説明し、了承いただいたうえで接種の予約を受け付けた。
3	4	2	保健福祉局	難病	2	終結	ALSで人工呼吸器を使用し生活している。喀痰濃度を調整するため、人工呼吸器に装着可能なネブライザーが必要なため、日常生活用具の給付相談をしたが基準額を超えるため給付できないと言われた。合理的配慮として、当該ネブライザーの給付を認めてもらいたい。	相談者及び支援者と面談し、日常生活用具給付事業の制度趣旨や本市における運用について説明したうえ、次のとおりお伝えした。 ・基準額を超える機器について給付できない。これは社会的障壁を除去するための合理的配慮の問題ではない。 ・人工呼吸器と一体的に使用する医療機器については、本来、医療保険の範疇にあるものと考えられ、保険適用の申請をメーカーに働きかけてはどうか。 ・基準額を引き上げるには予算措置が必要であり、本市の現在の財政状況において困難である。
4	4	3	教育委員会 ※障害保健福祉推進室 受付	発達	2	終結	支援者からの相談。 小学生。不登校の状況が続いている。 家庭の事情で校区外に転居し、区域外通学を認められ、元の住所地の小学校に在籍していた。年度末ぎりぎりになって、突然学校から、新年度から現住所地の小学校に転校になると告げられた。 発達障害があり急な転校に適應することは難しいことは周知の事実であるにもかかわらず、不登校からの復帰への方策も示されないままルールだからと急な転校を告げるのは、合理的配慮の不提供に当たるのではないかと。猶予期間を設けること、転校先で登校に向けどのような支援をしていくのかを示す必要があるのではないかと。	転居先の小学校とも連携し登校支援策について協議を進めていたところであったが、改めて4月初旬に保健福祉センター職員同席のもと本児の状況を学校が確認し、今後の方策について話し合いを行った。 その結果、時間をかけて検討することが必要であると教育委員会として判断し、引き続き、前住所地の小学校が窓口となり、保護者とともに登校支援策を継続して検討することとした。 現在、児童の特性を踏まえ、まずは前住所地の小学校に登校できるよう取り組んでおり、今後も引き続き、児童が元気に学校に通えるよう学校、教育委員会及び関係機関で連携しながら支援していく。
5	4	4	文化市民局	肢体	3	終結	(美術館での展示に関する御意見) 車いすを使用しているが、車いす使用者の目線からはキャプションが読みにくい。	意見について担当者に伝えた。 また、今後、美術館が主催する展覧会においては、可能な限り合理的配慮を行うとともに、美術館が共催する展覧会においては、主催者に対し可能な限り合理的配慮を行うよう協力を求めることとした。
6	4	5	保健福祉局	発達	2	終結	本市が実施しているコロナワクチンの集団接種会場で接種を受けるに当たり、当人に以下の特性があるため、合理的配慮に関する相談があったもの。 ・マスクが着用できない ・待つことや人がいることが苦手なので、待機時間は少なく、人から少し離してほしい	申出内容を踏まえ、申出人及び集団接種会場の担当者と相談し、接種会場において以下の対応を行い、接種を実施した。 ①被接種者は、会場入口に到着したら、事務スタッフに名乗り出る。 ②事務スタッフは、①の申し出があったら、会場内に連絡し、対応を依頼する。 ③特別対応室において、予診、接種、経過観察を行う。
7	4	5	文化市民局 ※障害保健福祉推進室 受付	聴覚	3	終結	市美術館で開催中の展覧会の映像作品について、日本語で話されている内容に字幕がついておらず内容が分からなかった。 アンケートに記載したところ、担当者から連絡があり、映像に字幕を付けることはできないが、次回来館時に文字情報を提供するようにするとのことだった。 改めて字幕の必要性をお伝えし、今後作成の際には聴覚障害者のことも念頭に入れてもらいたいと伝えた。 字幕の必要性について認識してもらいたい。	展覧会の主催者に文字おこし資料を提供してもらうこととし、電話で御本人に次回来館時にスタッフへお声がけいただくよう伝えたと、御本人も納得された。

いきいき条例に基づく特定相談等の概要（令和３年度（後期）相談事例から抜粋）

区分	分野	障害種別	相談種別	地域	相談者	相談概要	対応等	相手方
1	情報・コミュニケーション	視覚障害	環境整備	木津川市	当事者・支援者	スイミングスクールに通いたいので、交差点に視覚障害者用の装置を整備してほしい。（付帯的な相談として、交差点からスイミングスクールまでの歩道に点字ブロックの敷設を奈良市、木津川市に要望）	当初は音響式信号機の設置を要望していたが、交差点付近のマンション住民に配慮して、高度化PIGS（スマホにアプリを入れて、スマホに音声で信号の色を知らせる装置）の装置が令和4年3月に整備された。本相談は視覚に障害のある人が平成29年度に近隣のスイミングスクールに入会したいという相談に端を発してその動線の環境整備が完成したもの。	京都府警察本部
2	商品販売・サービス提供	精神障害	不利益取扱	京都市	当事者	市内の家電量販店に入店したとき、マスクやフェイスシールドを着用するようにいわれ、「着用できない。」といったら退店するよう言われた。	京都市情報館で「新しい生活スタイル」に関する障害のある方への配慮が掲載されていることから、京都市と合同でオンラインで当該家電量販店の建物管理をしている責任者と面談した。今後は障害を理解したうえで対応すること、入店時のマスク着用の掲示について再度点検することを責任者に要請した。このことを相談者に伝え理解を求めた。	市内家電量販店
3	商品販売・サービス提供	視覚障害	不利益取扱	京都市	当事者	視覚に障害のある人が薬局の無料PCR検査を申し込みに行き、代筆を依頼したが断られ、PCR検査を受けることが出来なかった。	当該薬局とその本部に府条例等の説明をし、障害のある人に対する合理的配慮等の理解を求めた。また、京都市のHPに障害や配慮の必要な人は事前に連絡を当該検査施設に連絡するよう文言を入れて改善した。	全国チェーンの薬局
4	福祉	肢体不自由	合理的配慮	亀岡市	当事者	有料道路の障害者割引の手続きが２年に１度となっている。障害が固定している障害者もその手続きをしないといけない。合理的配慮に欠けるのではないかと。また、市が窓口になっているのもおかしい。	有料道路の割引は国土交通省の通達によって行われている。障害者の車１台に対しての割引措置で、車検等も加味して２年に１度住民の身近な市で更新の手続きをすることになっている。相談者に制度の説明をして理解を得た。	西日本高速道路（株）等
5	商品販売・サービス提供	発達障害	合理的配慮	京都市	事業者	映画好きの常連の車いす利用者はいつも決まって前列の真ん中の席で映画を観る。障害のある家族の映画を上映したので、発達障害のある人の家族も来館していた。障害特性で映写中に騒ぐことが予想されたのでその家族に席を移動してもらった。どのような対応をすればよかったか。	発達障害のある人も映写画面から近いところで映画を観たい気持ちはある。その車いす利用者の映画を観る時間をずらすなど予め調整してみてもどうかと助言した。	映画館